

請願書・陳情書の書き方の例



市のホームページ

用紙サイズ A4 縦

1

請願書（陳情書）

会津若松市議会 議長

2

令和 ● 年 ● 月 ● 日

住所 会津若松市▲▲町■番●●号
 (団体名) □□□□の会
 氏名 (団体の場合役職) 会津 花子
 連絡先 0242 - ▼▼ - ◆◆◆◆

3

紹介議員署名 若松 太郎
※請願書の場合のみ必要

<件名>○○○○○について

(本文).....を求め、
 下記のとおり、請願（陳情）いたします。

記

4

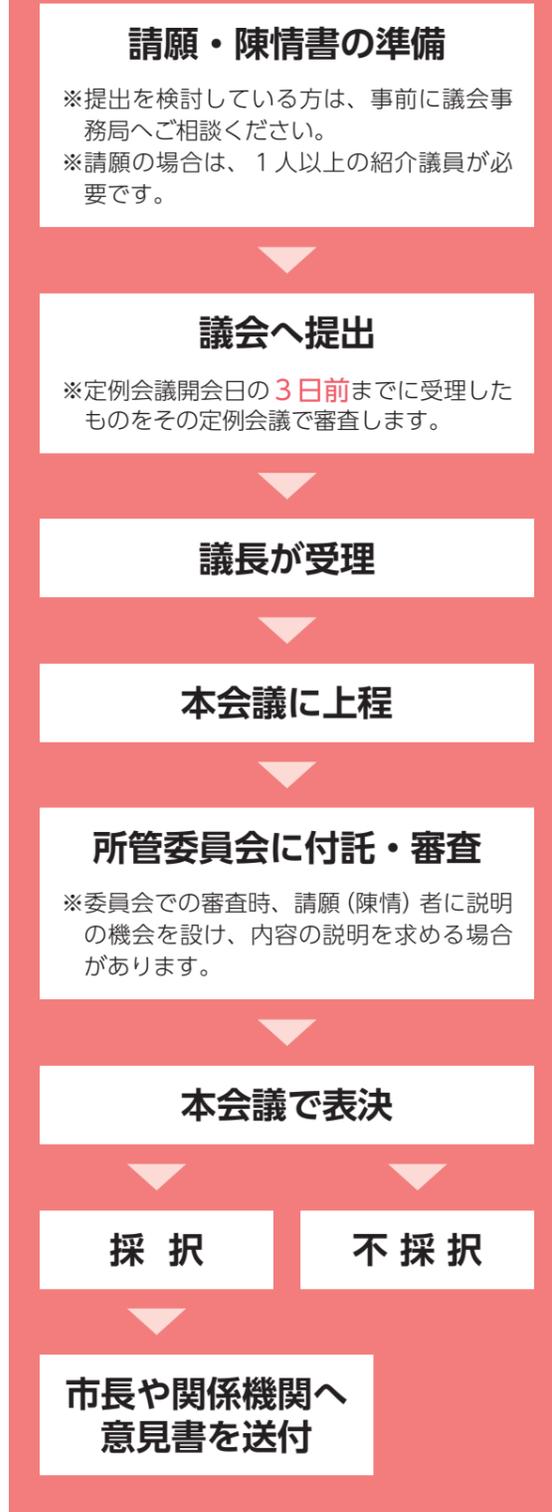
1 ○○○○○○○○すること。
 2 ▲▲▲▲▲▲▲▲すること。

- 1** 請願書は、紹介議員がいれば、どなたでも提出できます。陳情書は、会津若松市民であればどなたでも提出できます。
- 2** 提出者が個人の場合は、住所・氏名・連絡先を、法人及び団体の場合は、所在地・名称・役職・代表者の氏名を書いてください。
- 3** 請願を提出する場合は、紹介議員が1人以上必要です。請願の内容に賛同している市議会議員の署名をもらってください。
- 4** 市政についての要望などをできるだけ簡潔に書きます。書き方に不明な点がありましたら、議会事務局にご相談ください。

請願・陳情について



請願・陳情書提出の流れ



市民の皆さんは、**市議会に対し、市政への要望や意見を「請願」「陳情」という形で、文書で提出**することができます。

請願を提出する場合は、地方自治法の規定により、紹介議員が一人以上必要になります。

陳情を提出する場合は紹介議員は不要で、会津若松市民であれば、どなたでも提出ができます。また、会津若松市議会の特徴として、陳情も請願と同様に審査しています。

請願・陳情は、定例会議開会日の3日前までに受理したものを、その定例会議で審査します。

審査結果は、請願（陳情）の提出者に通知され、採択された場合は、その旨を市長に通知したり、議会の意思として、関係機関に「意見書」として送付したりします。

提出された請願・陳情のその後…

会津若松市手話言語条例の制定を求める陳情
 令和4年2月定例会議で審査し採択
 →令和5年2月定例会議で「会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例」案が市から提案され可決、施行されました。

温泉地域の活性化のために入湯税の引き上げを求める陳情
 令和6年2月定例会議で審査し採択
 →令和6年12月定例会議で「会津若松市税条例」の改正案が市から提案され可決。令和7年10月から入湯税の引き上げが実施されることになりました。
 →この事例については8ページで詳しく紹介

▶ご相談・提出先
 会津若松市議会事務局
 住 所 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号
 電話番号 0242-39-1323
 F A X 0242-39-1470
 メール gikai@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

